

【令和7年度版】

介護保険負担割合証の一括印刷時の状況

（8月1日時点で年度切り替え時の対応）

「更新申請中」「区分変更申請中」の方は、介護保険負担割合証の一括印刷ができません。

そのため、認定有効期間が6月末と7月末までの方および区分変更申請をしている方は、別紙「**認定有効期間更新者用**」の書式での申請が必要となります。

	2025年6月1日	6月30日	7月31日	8月31日
6月切れ				
7月切れ				
区分変更申請中				※区分変更認定日

の期間に該当する方は、一括印刷ができないため、
個別の申請が必要となりますので「認定有効期間更新者用」
の書式で別途申請してください。